

須 坂 市 耐 震 改 修 促 進 計 画

2021 年（令和 3 年）3 月策定

須 坂 市

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 6～12
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～17
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～21
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～24

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針・・・・・・・・ 25
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・ 26
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・ 28
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・ 28

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・ 30
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 5 区等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・・・ 30
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・ 32
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・ 32

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 目標値の達成状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

別表1及び2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34～35

はじめに

1 計画の目的

須坂市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本市における他の計画（第六次須坂市総合計画、須坂市地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

「第六次須坂市総合計画」

第六次須坂市総合計画の第2部基本構想・第3部前期基本計画・基本目標5安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち・基本施策9快適で便利な都市基盤のあるまちづくり・施策23安心で快適な住環境の促進の中で、一般住宅などの耐震診断・耐震補強の支援について定められています。

「須坂市地域防災計画」

須坂市地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくりの中で、建築物の安全化について定められています。

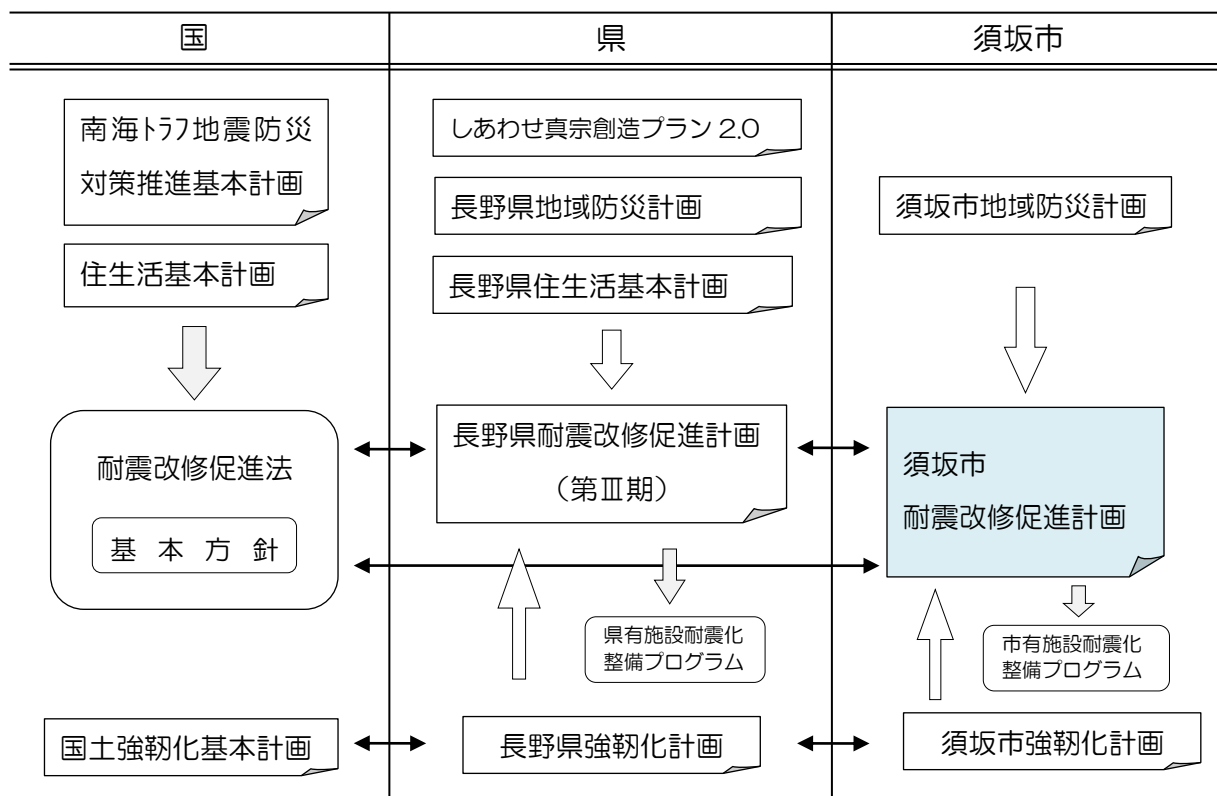
具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

イ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策の推進に努める。

ウ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

こととされています。



(図ー1) 本計画の位置づけ

3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、そして平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が

発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年 3 月に長野県北部の地震が、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年 11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

(2) 大地震時の死因の約 9 割は建物の倒壊によるものです。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

ア 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性が高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都圏直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
 - (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

- (1) 住 宅
- (2) 特定既存耐震不適格建築物
 - ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表 1 参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）
 - イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
 - ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）
- (3) 要安全確認計画記載建築物
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物
 - 特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表 2 参照）
 - ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物
 - イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物
 - ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物
- (5) 公共建築物
 - 公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。
 - なお、本計画では別表 1 の市の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、(3)並びに(4)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています（表－1、図1－1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表－2）

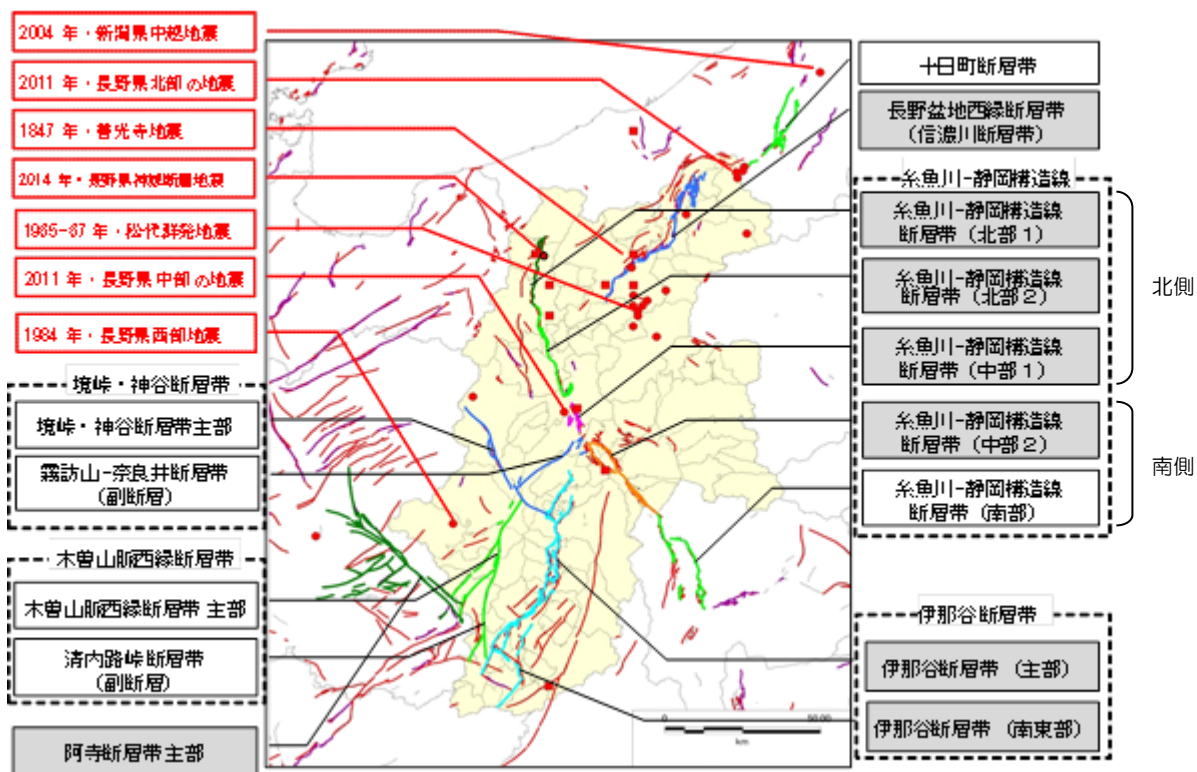
（表－1）想定地震の概要（出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書）

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
海溝型地震	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M₄～M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部長（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940 年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	—	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)

(表-2) 発生が予想される地震に係る見解等 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は 0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側)諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
海溝型地震	木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース)飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R2.1 地震調査研究推進本部による。

※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

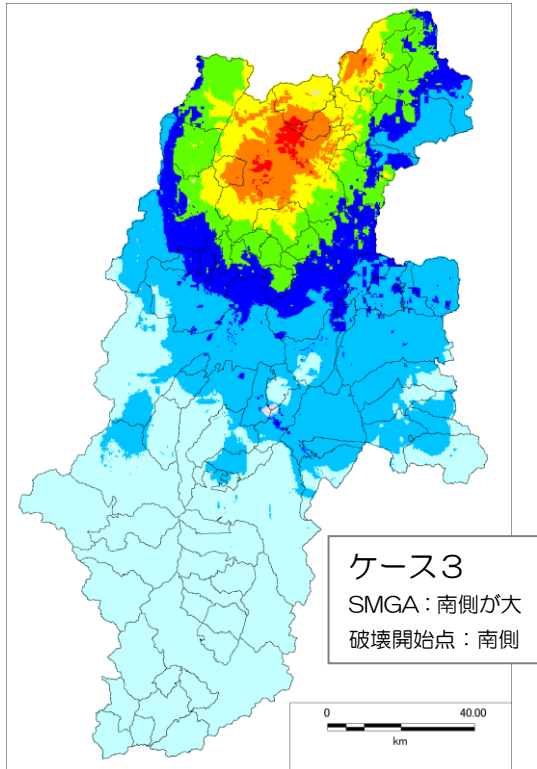
※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-2～11のとおりとなります。

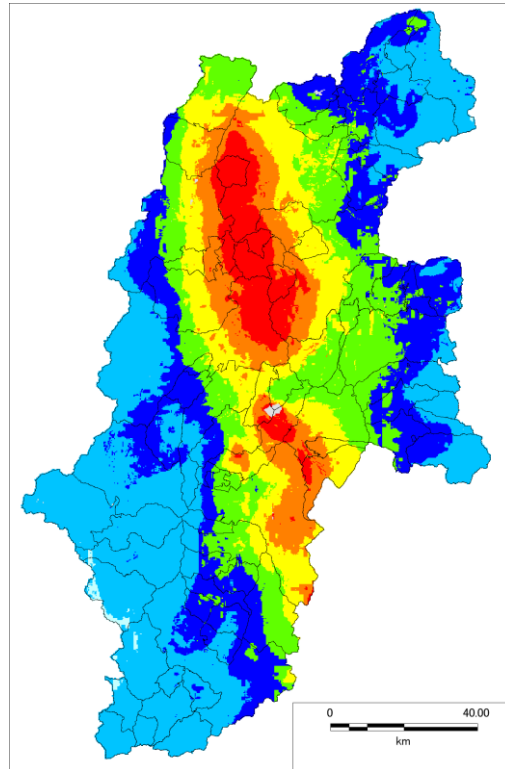
（出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書）

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

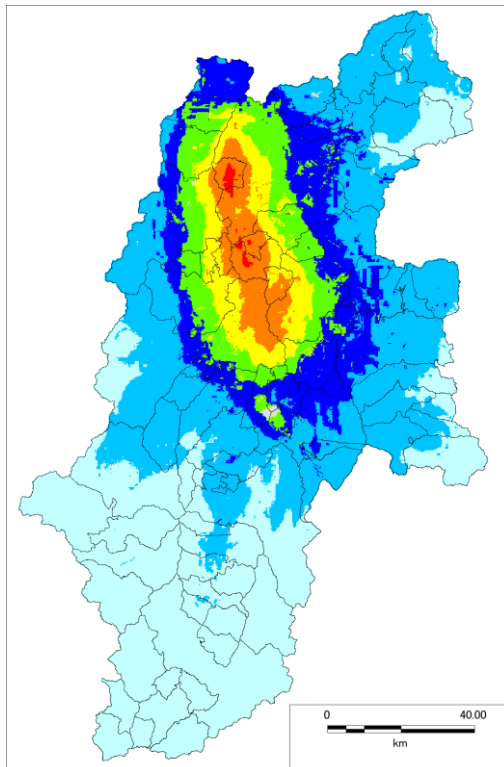
※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す。



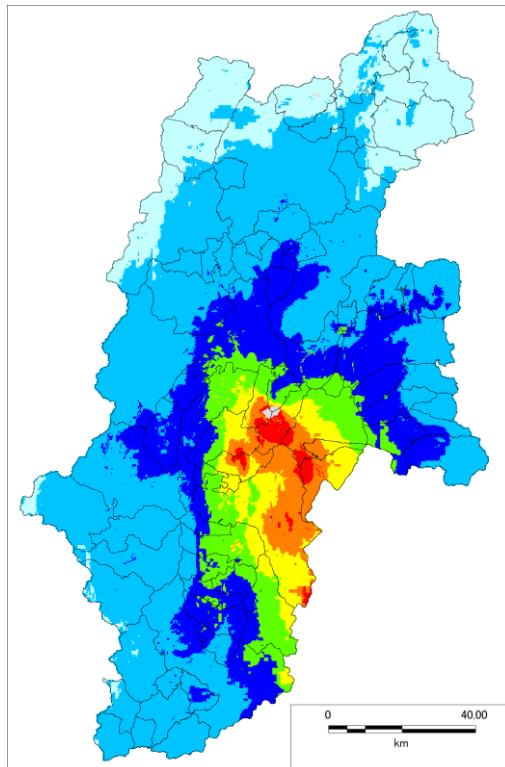
（図1-2）長野盆地西縁断層帯
の地震（Mj7.8）の地表震度分布



（図1-3）糸魚川－静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布（全体：Mj8.5）

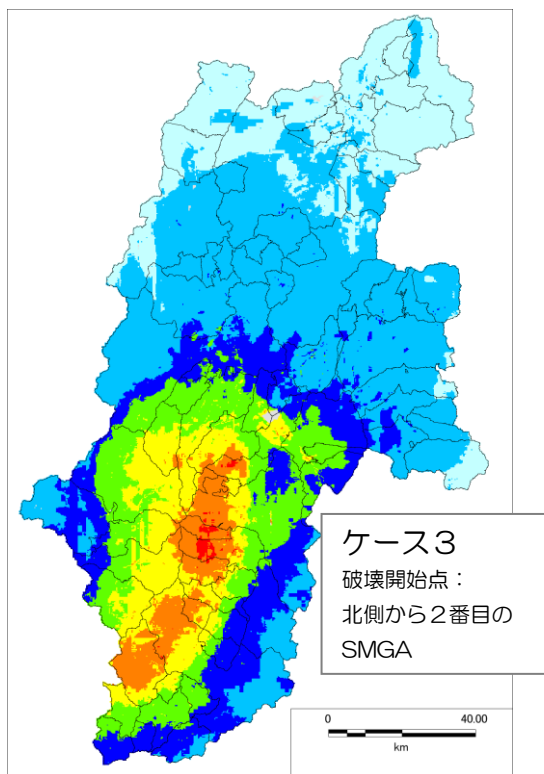


（図1-4）糸魚川－静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布（北側：Mj8.0）

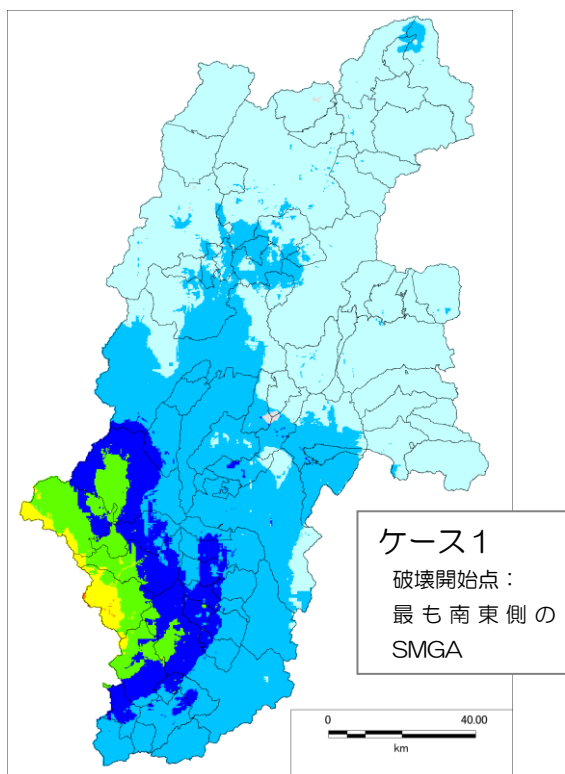


（図1-5）糸魚川－静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布（南側：Mj7.9）

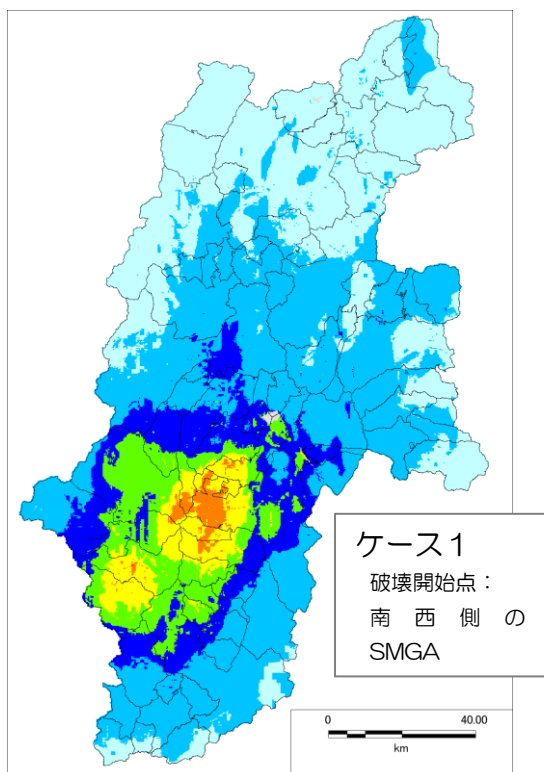




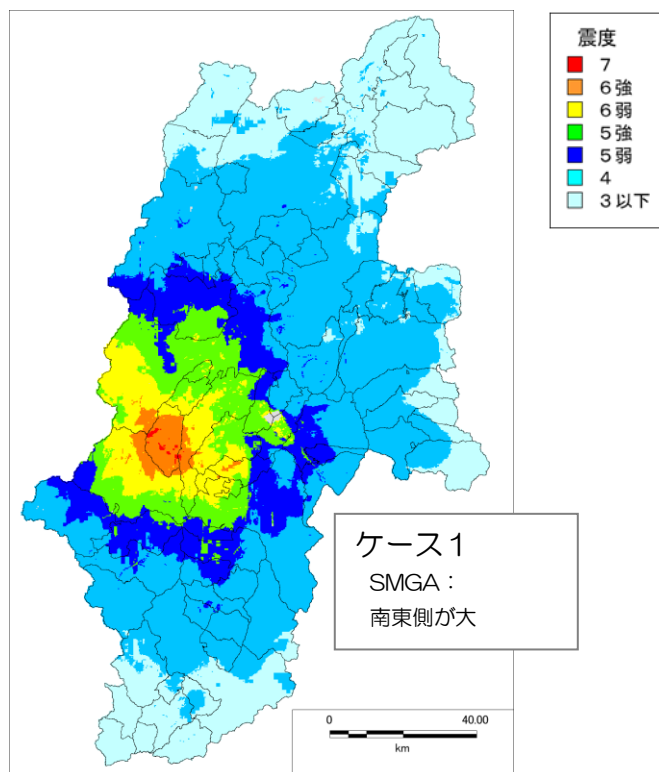
(図1-6) 伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-7) 阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-8) 木曽山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分

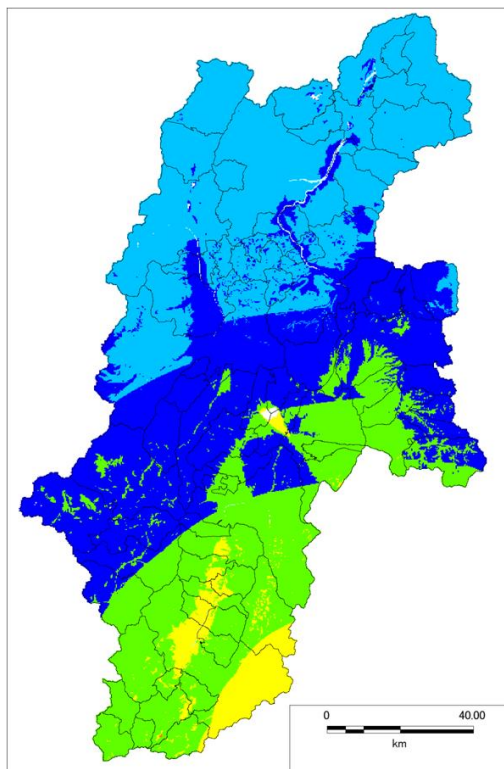


(図1-9) 境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分

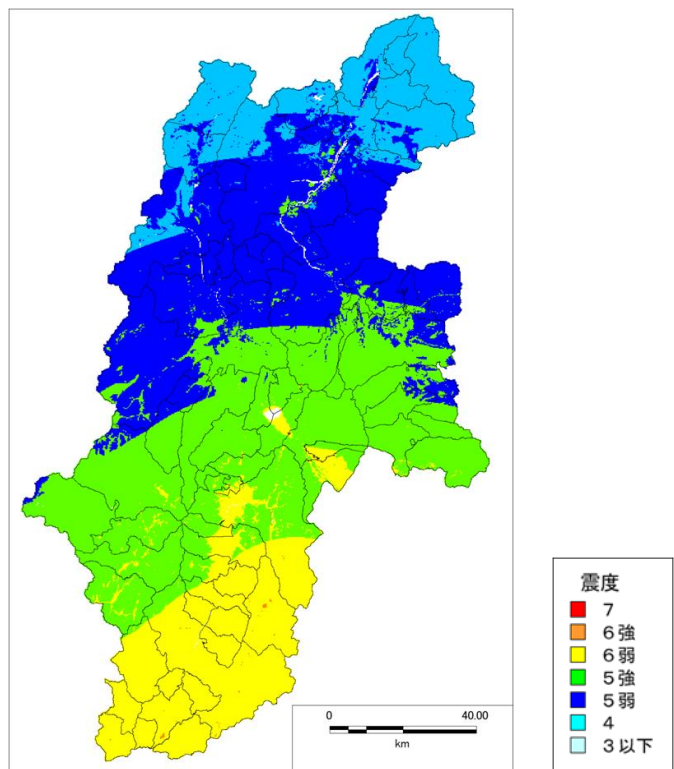


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-10) 経験的手法（距離減衰式）
による想定東海地震の地表震度分布



(図1-11) 経験的手法（距離減衰式）
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層をもとに、発生のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表-3及び表-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表-3) 須坂市被害想定(建築物被害)(出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西緑断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	170	1,200
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	ー	冬18時	強風時	30	230
		北側	ー	冬18時	強風時	0	*
		南側	ー	冬18時	強風時	0	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	0	0
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
	木曾山脈西緑断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
海溝型地震	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
	想定東海地震		ー	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		ー	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		ー	冬18時	強風時	*	10

※ 建築物被害ケースが最大のケースを示す。

※ * : わずか

(表-4) 須坂市被害想定(人的被害)(出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西緑断層帯の地震		10 (10)	190 (190)	100 (100)	1,790
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	* (*)	50 (50)	10 (10)	390
		北側	* (*)	10 (10)	* (*)	20
		南側	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	木曾山脈西緑断層帯(主部北部)の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
海溝型地震	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	想定東海地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		* (*)	* (*)	* (*)	10

※ 建築物被害ケースが最大のケースを示す。

※ * : わずか

※ 観光客を考慮した場合。

※ ()内は建築物倒壊による死者数等。

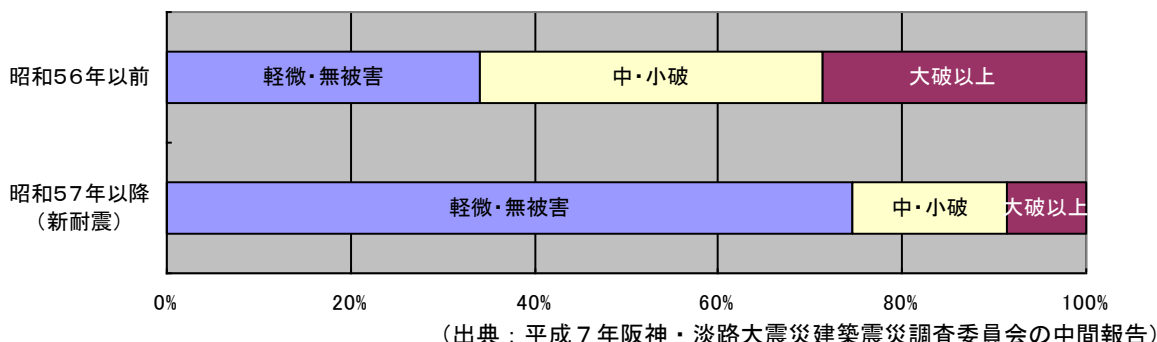
※ 発生二日後の被害状況。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

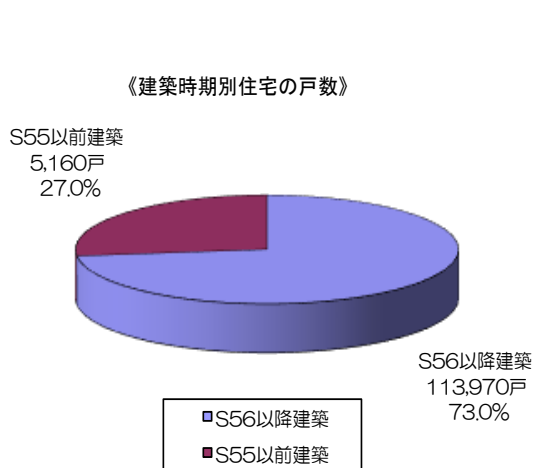
昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



(2) 建築時期別の住宅の状況等

平成 30 年の「住宅・土地統計調査」によると、市内の住宅総数は、19,130 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、5,160 戸で全体の 27.0%を占めています（表－5）。



（表－5）建築時期別住宅戸数

（単位：戸）

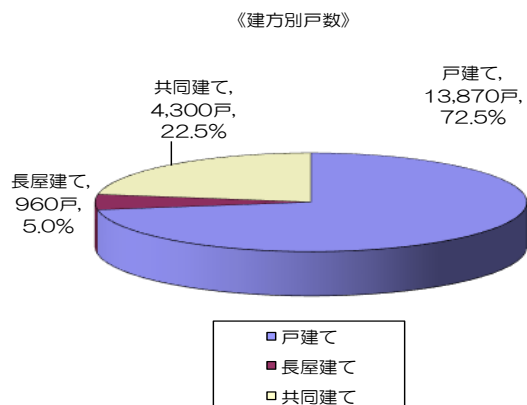
住 宅 総 数	(H30) 19,130	(H25) 18,500	(H15) 17,240
うち昭和 56 年以前建築	5,160 (27.0%)	6,730 (36.4%)	8,050 (46.7%)
～S35	2,090	1,390	1,570
S36～45		1,650	2,200
S46～55	3,070	3,690	4,280
うち昭和 56 年以降建築	13,970 (73.0%)	11,770 (63.6%)	9,190 (53.3%)
S56～H2	3,780	3,270	3,670
H3～12	4,550	4,680	4,640
H13～	5,640	3,820	880

（出典：H30、25 及び 15 住宅・土地統計調査）

市内の住宅を建方別にみると、全体の約 73%を占める戸建ての約 33%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約 24%を占めています。

また、長屋建ては昭和 55 年以前に建築された割合が約 40%となっていますが、構成比が約 5%と低いため、住宅総数に対する割合は約 2%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約 23%を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和 55 年以前に建築された割合は約 4%となっており、住宅総数に対する割合は約 1%と低くなっています（表－6）。



（表－6）建方別建築時期別住宅数

（単位：戸）

	住宅数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	住宅数に対する割合	
戸建て	13,870 (14,700)	72.5% (79.5%)	4,560 (5,790)	32.9% (39.4%)
長屋建て	960 (890)	5.0% (4.8%)	390 (600)	40.6% (67.4%)
共同建て	4,300 (2,910)	22.5% (15.7%)	170 (340)	4.0% (11.7%)
計	19,130 (18,500)	100%	5,120 (6,730)	26.8% (36.4%)

注）上段は H30 年、下段は H25 年の数値

（出典：H25 及び H30 住宅・土地統計調査から推計）

持ち家は 13,970 戸あり、全住宅に占める割合は 73%で、そのうちの約 3 割が昭和 55 年以前に建築されています（表－7）。

（表－7）持ち家の建築時期別住宅数

（単位：戸）

	住宅戸数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅戸数	構成比	住宅戸数に対する割合	
持ち家	13,970 (14,240)	73.0% (77.0%)	3,770 (5,180)	26.9% (36.4%)

注）上段は H30 年、下段は H25 年の数値

（出典：H25 及び H30 住宅・土地統計調査から推計）

また、市では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 17 年度から、須坂市住宅耐震改修事業を実施してきました。

診断を実施した住宅は 15 年間で 2,560 戸、そのうちの 59 戸で耐震改修を行っています（表－8）。

（表－8）耐震診断・改修の実績

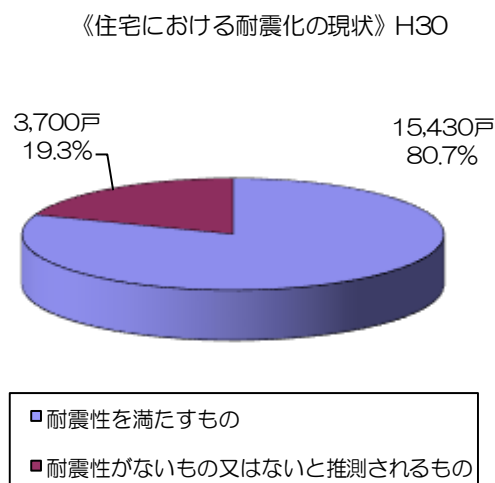
（単位：戸）

耐 震 診 断	H17～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
住 宅	2,520	9	2	3	10	7	4	5	2,560
避 難 施 設	45	2	—	—	—	—	3	—	50
特 定 建 築 物	5	—	1	—	—	—	—	—	6
耐 震 改 修	H17～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
住 宅	44	4	1	1	—	—	2	1	53
避 難 施 設	3	—	1	1	—	—	1	—	6
特 定 建 築 物	—	—	—	—	—	—	—	—	0

※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 15,430 戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状で約 81%と推計されます（表－9－1）。



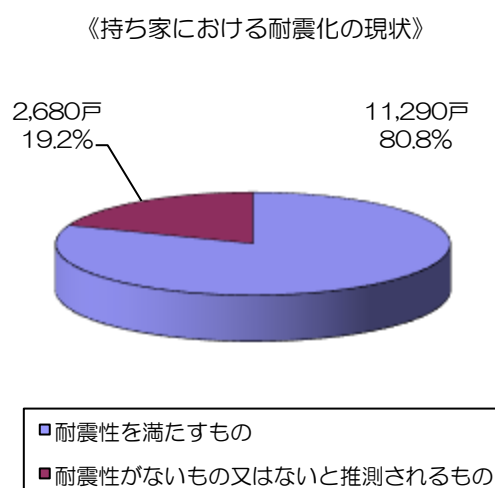
（表－9－1）住宅の耐震化率の現状（単位：戸）

住宅総数 (a=d+e)	19,130 (18,500)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	15,430 (13,830)
耐震化率 (c=b/a)	80.7% (74.8%)
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	13,970 (11,770)
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	5,160 (6,730)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	970 (1,070)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	490 (990)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	3,700 (4,670)

注) 上段は H30 年、下段は H25 年の数値
(出典：H25・30 住宅・土地統計調査から推計)

※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 11,290 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で約 81%と推計されます（表－9－2）。



（表－9－2）持ち家における耐震化率の現状（単位：戸）

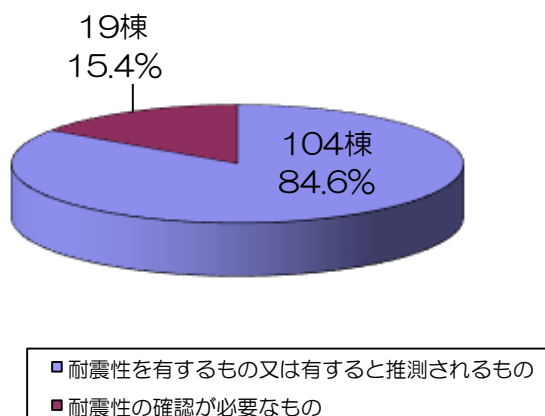
持ち家総数 (a= d+e)	13,970 (14,240)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	11,290 (10,110)
耐震化率 (c=b/a)	80.8% (71.0%)
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	10,200 (9,060)
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	3,770 (5,180)
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	600 (300)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	490 (750)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	2,680 (4,130)

注) 上段は H30 年、下段は H25 年の数値
(出典：H25・30 住宅・土地統計調査から推計)

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内の多数の者が利用する建築物は、市有施設を含め 123 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築された 44 棟のうち、耐震性を有する又は耐震性を有すると推測される 25 棟に、昭和 57 年以降に建築された 79 棟を加えた 104 棟が、耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、現状で約 85%と推計されます（表－10－1、表－10－2）。

《多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状》



(表－10－1) 多数の者が利用する建築物（市有施設含む。）における耐震化率の現状（単位：棟）

多数の者が利用する建築物総数 (a=b+g)	123
耐震性を満たすもの (b=d+f)	104
耐震化率 (c=b/a)	84.6%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	79
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	44
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	25
耐震性の確認が必要なもの (g)	19

(表－10－2) 多数の者が利用する建築物（市有施設含む。）の耐震化の現状（詳細）（単位：棟）

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成 27 年における棟総数	8	39	2	7	56	112
令和 2 年における棟総数 (a=b+g)	8	39	2	10	64	123
耐震性を満たすもの (b=d+f)	8	39	0	9	48	104
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%	0.0%	90.0%	75.0%	84.6%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	3	23	0	8	45	79
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	5	16	2	2	19	44
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f)	5	16	0	1	3	25
耐震性の確認が必要なもの (g)	0	0	2	1	16	19

(5) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の現状

地震による災害時に、救急・消防活動や救援物資の輸送等のため、通行を確保すべき道路として長野県地域防災計画に定める道路を緊急輸送道路として指定しています。

この緊急輸送道路沿いにある、倒壊により道路を閉塞させる恐れのある昭和 56 年 5 月以前に建築された沿道建築物^{※6}は、約 40 棟^{※7}あります。これらの建築物については、引き続き耐震化を促進します（表－11）。

（表－11）緊急輸送道路の現状

道路指定区分	路線名
法第 5 条第 3 項第 3 号に基づく長野県地域防災計画に定める「緊急輸送道路」	上信越自動車道
	国道 403 号・406 号の一部
	主要地方道長野須坂インター線の一部・須坂中野線・豊野南志賀公園線

※6 昭和 56 年 5 月以前に建築されたもので、次に掲げる建築物

- ・建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離（前面道路の幅員が 12m 以下の場合は 6m。）を加えたものを超える建築物。

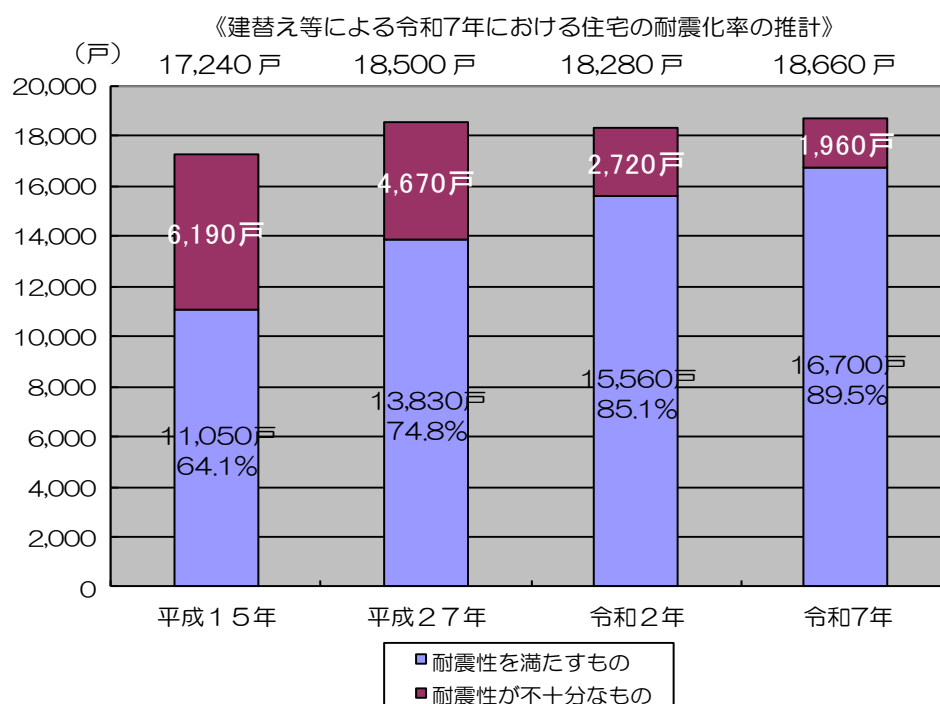
※7 正確な建築物の高さ等の測量により、棟数が変動する可能性があるため、暫定数値としています。

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅の建替え等による耐震化率の推計

今後も、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）、または人口減少（世帯数は横這い）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予測されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで住宅の建替え等が推移すると仮定し、令和 7 年時点における住宅の耐震化率を推計します（表－12）。



(表－12) 建替え等による令和 7 年度における住宅の耐震化率の推計

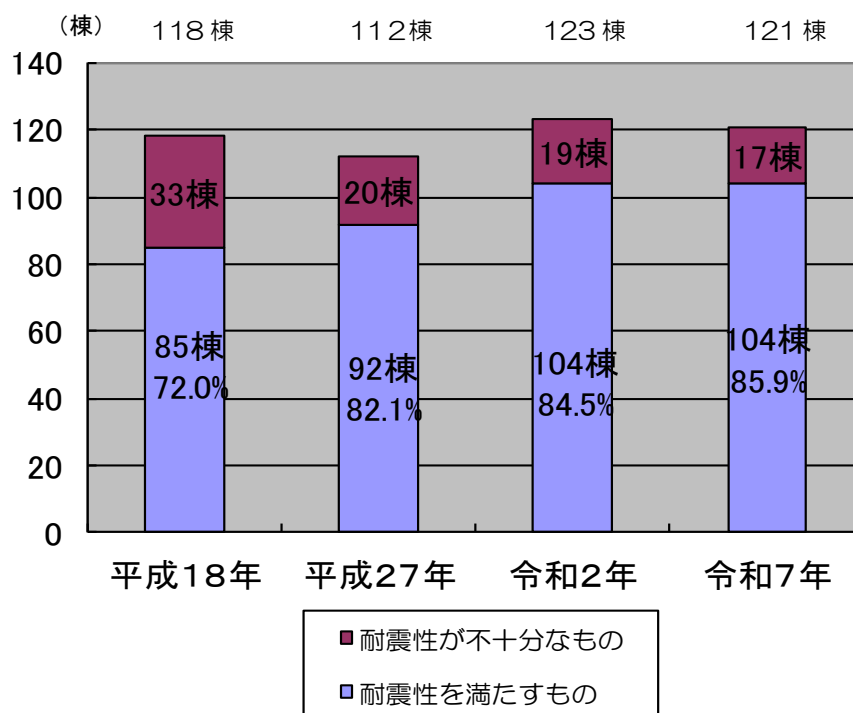
(単位：戸)

	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
住宅の総数 (a)	18,500	18,280	18,660
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	13,830	15,560	16,700
耐震化率 (c=b/a)	74.8%	85.1%	89.5%
昭和 56 年に降に建てられたもの (d)	11,770	13,950	13,970
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	6,730	4,330	2,960
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	1,070	620	510
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	990	990	490
耐震性が不十分なもの (h)	4,670	2,720	1,960

(2) 多数の者が利用する建築物の建替え等による耐震化率の推計

同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、令和 7 年度時点における耐震化率を推計します（表－13）。

《建替え等による令和 7 年における多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計》



(表-13) 建替え等による令和7年度における

多数の者が利用する建築物（市有施設含む。）の耐震化率の推計

(単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる建 築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁 舎等）、保健 所等公益的 な施設	学校（幼稚 園を除く）、 体育館	病院、 診療所	幼稚園、 保育園、 老人ホーム、 その他の社 会福祉施設	ホテル、 旅館、工場 共同住宅 （賃貸）等	
令和2年度における 総棟数（g）	8	39	2	10	64	123
令和7年度における 総棟数（推計値）（b）	8	39	2	10	62	121
耐震性を満たすもの （c=e+g）	8	39	0	9	48	104
耐震化率(d=c/b)	100.0%	100.0%	0.0%	90.0%	77.4%	85.9%
昭和57年以降に建築 された棟数（e）	3	23	0	8	45	79
昭和56年以前に建築 された棟数（f）	5	16	2	2	17	42
耐震性を有しているも の又は有していると推 測されるもの（g）	5	16	0	1	3	25
耐震性の確認が必要な もの（h）	0	0	2	1	14	17

(3) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年度までに少なくとも95%とするとともに、令和7年度までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としています。県計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、令和7年度における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を95%とします。

(4) 住宅の耐震化率の目標

目標の達成に向けては、今後5年間で建替え等による耐震化率89.5%を踏まえ、市民に対する周知や施策の推進により、目標値を92%とします。今後更に住宅にあっては470

戸、持ち家にあっては 300 戸の耐震改修が必要になります（表－14）。

（表－14）令和 7 年度における住宅の耐震化率の目標

（単位：戸）

	住 宅	
		持ち家
平成 30 年における住宅総数（a）	19,130	13,970
耐震性を満たすもの（b）	15,430	11,290
耐震化率（c=b/a）	80.7%	80.8%
令和 7 年度における住宅総数の推計値（d）	18,660	13,630
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和 7 年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替等に伴う更新による）（e）	16,700	12,240
建替等に伴う更新による令和 7 年における耐震化率（f=e/d）	89.5%	89.8%
目標(92%)を達成するために令和 7 年度時点で耐震性を満たす必要がある戸数（g）	17,170	12,540
令和 7 年度までに耐震改修が必要な戸数(h=g-e)	470	300
令和 7 年度における耐震化率の目標（i=g/d）	92.0%	92.0%

（5）多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する建築物について、地震防災上の観点から用途を5つの区分に分類し、それぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します（表－15）。

I	災害応急対策を実施する拠点となる建築物	100%
II	災害時に避難施設となる建築物	100%
III	災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	95%
IV	被災時要援護者が利用する建築物	95%
V	その他の建築物	95%

(表-15) 令和 7 年度における多数の者が

利用する建築物（市有施設含む。）の耐震化率の目標(詳細)

(単位：棟)

多数の者が利用する 建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる建 築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
令和 2 年における棟総数 (a)	8	39	2	10	64	123
耐震性を満たすもの (b)	8	39	0	9	48	104
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%	0.0%	90.0%	75.0%	84.6%
令和 7 年度に於ける棟総数の推計値 (d)	8	39	2	10	62	121
建替え等がこのままの状態で推移した場合、令和 7 年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新) (e)	8	39	0	9	48	104
建替等に伴う更新による令和 7 年度における耐震化率 (f=e/d)	100.0%	100.0%	0.0%	90.0%	77.4%	85.9%
目標を達成するために令和 7 年度時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	8	39	2	10	59	118
令和 7 年度までに耐震改修が必要な棟数 (h)	0	0	2	1	11	14
令和 7 年度における用途区別の耐震化率の目標	目標達成済み	目標達成済み	95.0%	95.0%	95.0%	97.5% ≥ (95.0%)

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に①庁舎等は被害情報の収集や災害対策指示が行われるなど災害対策本部として、②学校や体育館は避難所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。

公共建築物のうち市有施設（以下「市有施設」という。）にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 市有施設の耐震化の基本方針

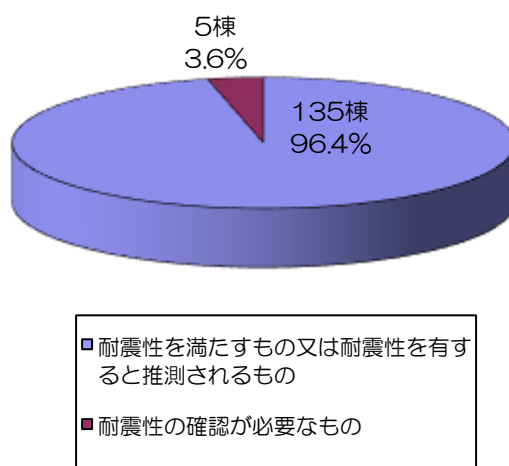
市有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を優先に進めることとします。

(2) 市有施設の耐震化の現状と目標

市有施設のうち災害拠点施設等（市営住宅を除く。以下同じ。）は 140 棟あり、昭和 56 年以前に建てられたものが 77 棟（構成比 55.0%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 72 棟で、昭和 57 年以降に建てられた 63 棟を加えた 135 棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は 96.4%となります。

市有施設の令和 7 年度における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において 100%とします（表－16）。

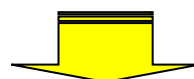
《市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状》



(表-16) 市有施設のうち災害拠点施設等（市営住宅除く。）の耐震化の現状及び目標

(単位：棟)

建築物の分類	本庁舎 消防署等	小中学校 体育館	社会福祉 施設等	左記以外 の用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	22	87	12	19	140
耐震性があると判断され るもの (b=d+f)	21	84	12	18	135
耐震化率 (c=b/a)	95.5%	96.6%	100.0%	94.7%	96.4%
昭和 57 年以降に建築さ れた棟数 (d)	6	41	4	12	63
昭和 56 年以前に建築さ れた棟数 (e)	16	46	8	7	77
耐震性を有するもの 又は有すると推測さ れるもの (f)	15	43	8	6	72
耐震性の確認が必要 なもの (g) ※	1	3	0	1	5



令和7年度における 耐震化率の目標	100%
----------------------	------

※ 上記耐震化には、除却・改築等を含む。

(3) 耐震化を推進するための整備プログラムの策定

市有施設の耐震化を計画的に進めるため、4(1)の基本方針に沿って、「市有施設耐震化整備プログラム」を別途策定し、令和7年度までの耐震化の対策を具体的に定めるものとします。

(4) 市営住宅の耐震化の現状及び目標

市営住宅は、16団地、618戸、132棟を管理しています（令和2年4月1日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは105棟で、現在耐震性が確認されているのは89棟です。耐震性を満たす89棟と昭和57年以降に建築された27棟をあわせると116棟で、現在の耐震化率は87.9%となっています（表－17）。

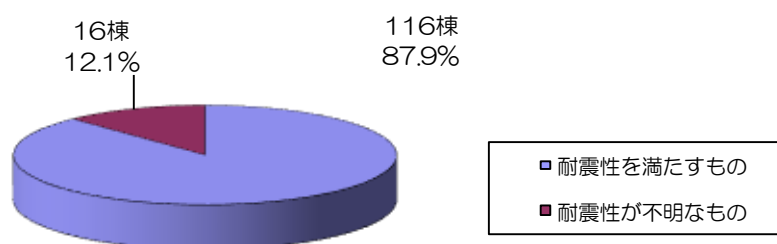
また、令和7年度における市営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

（表－17）市営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

建築物の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数（a） （構成比）	115 (87.1%)	17 (12.9%)	132 (100%)
耐震性を満たしているもの（b）	99	17	116
耐震化率（c=b/a）	86.0%	100%	87.9%
昭和57年以降に建築された棟数 （d）	10	17	27
昭和56年以前に建築された棟数 （e）	105	0	105
耐震性を有するもの（f）	89	0	89
未診断（g）	16	0	16
耐震化率の目標（h）	100%	100%	100%

《市営住宅の耐震化の現状》



(5) 耐震診断結果の公表

市有施設にあっては、耐震化の状況を別途、市のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図－2）

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 建築関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、市民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

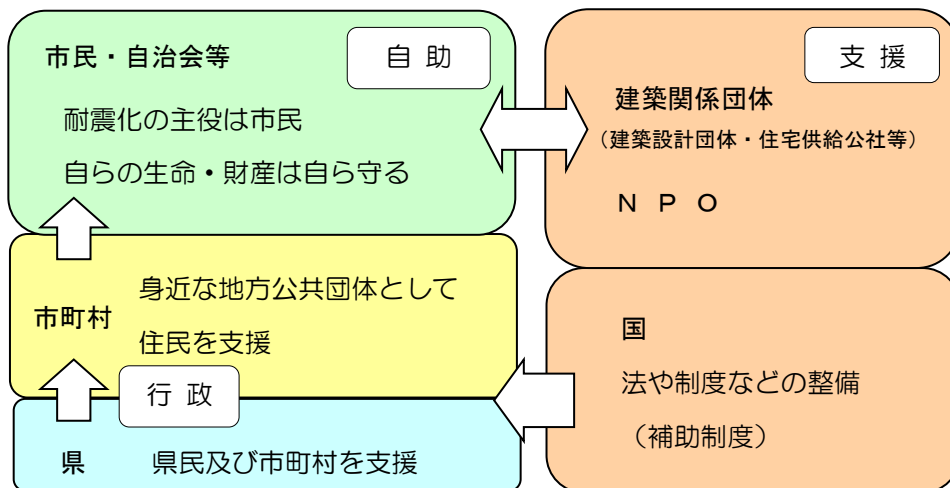
ウ 市

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、引き続き負担軽減のための必要な支援策を構築するなど、県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

エ 県

県は、所有者の取組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

（図－2）耐震化を推進するための役割分担（イメージ）



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

ア 住宅に関する支援

市においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成 17 年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を受けて、須坂市住宅・建築物耐震改修事業を実施してきました。市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年以前の住宅等について、耐震診断及び耐震改修に対し、引き続き支援をしていきます（表－20）。

（表－20）事業の概要

区 分	項 目	耐震診断 (木造戸建)	耐震診断 (木造戸建以外)	耐震改修 (現地建替含む)
住 宅 (戸建)	対象建築物	昭和56年以前の住宅		
	助成内容	市が耐震診断士を派遣	耐震診断に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成
	補 助 対象経費	6. 5万円／戸	13.6万円／戸	改修工事費の8割 (補助限度額 100 万円／戸)
	補 助 率	国 : 1／2 県 : 1／4 市 : 1／4	所有者 : 1／3 国 : 1／3 県 : 1／6 市 : 1／6	所有者 : 20% 国 : 40% 県 : 20% 市 : 20%

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された新たな耐震補強工法（耐震金物）等に関して、市民に周知していきます。

また評価結果については、県のホームページで公表しています。（表－21）

（表－21）耐震補強工法の件数

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等（R2.4.1 現在）	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3件

イ 建替え、住替えの促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約 40 年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

ウ 特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、平成 19 年度から耐震診断に対する支援を実施してきました。今後もこれらの支援制度の活用とともに、中小企業経営者が一定の優遇を受けられる融資制度（長野県中小企業融資制度）の案内など、引き続き、県と連携しながら耐震化の促進を図っていきます。（表－22）

（表－22）支援事業の概要

区 分	項 目	耐震診断	
住宅以外の建築物	対象建築物	特定既存耐震不適格建築物	
	助成内容	耐震診断に要する経費（設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。）に助成	
	補助対象 限度額	1. 05～3. 67千円／㎡（※1） （設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は1, 570千円を加算。）	（※1）建築物の床面積により 単価の引き下げあり。 延べ面積 1,000 ㎡未満 : 3.67 千円／㎡ 延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 : 1.57 千円／㎡ 延べ面積 2,000 ㎡以上 : 1.05 千円／㎡
	補 助 率	所有者 : 1／3 国 : 1／3 県 : 1／6 市 : 1／6	

エ 避難施設に関する支援

地震時に避難施設（地区公会堂）となる建築物の耐震化に対し支援していきます（表－23）。

(表－23) 事業の概要

区 分	耐震診断	耐震補強
対象建築物	昭和56年以前の避難施設	昭和56年以前の避難施設
助成内容	市が耐震診断士を派遣	耐震補強工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	耐震診断に要する経費	51.2千円/㎡
補 助 率	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3	所有者 : 1/3 国 : 1/3 県 : 1/6 市 : 1/6

オ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化をより一層促進するための新たな取組み、新たな行動計画として、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。
また、耐震改修などに関する資料等により、市民等に対して引続き情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、市では「耐震改修相談窓口」を設けています（表－24）。

(表－24) 耐震診断士の登録数

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（R2.3.31 現在）	2,538名
------------------------------	--------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。平成 23・24 年度に市内の 11 小学校の通学路において、ブロック塀の安全点検を実施し、所有者へ結果をお知らせしました。今後も建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検、指導を進めます。

また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援すると共に、危険なブロック塀等の転倒防止対策に対する補助事業を進めます。

(表-25) 事業の概要

区分	対象ブロック塀等	助成内容	補助対象経費	補助率
改修工事	市内全域の道路及び市有施設の隣地境界に面する危険なブロック塀等	ブロック塀等の撤去又は改修に要する費用	20%以内 限度額 10 万円	所有者：80% 国：10% 市：10%

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は柱や梁といった建物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、県と連携して進めます。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防本部・署と連携して進めます。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が、耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、「地震防災マップ」を作成（平成23年3月）し、全戸配布・ホームページ等での公表をしています。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市及び県の建設事務所建築担当課に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、区等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の内外装の改修や水回りの更新、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェア等と併せて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 区等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が、生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険個所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、県と連携し、啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表－25）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- (2) 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- (3) 公表は、公報やホームページ、各建設事務所へ掲示することにより行います。

（表－26）法に基づく区分

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第 14 条、法 15 条第 1 項）	特定既存耐震不適格建築物 （法 15 条第 2 項）	指示を受けた所有者が、正 当な理由がなく、その指示 に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第 16 条第 1 項、第 2 項）	—	—	

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第 12 条第 3 項又は法第 15 条第 3 項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項による命令を行うこととされていることから、県と連携して対応します。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 1 項に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、県と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 目標値の達成状況について

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病 院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ2,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用 に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物